

# 議会改革特別委員会 活動報告書

平成27年3月24日

議会改革特別委員会

御殿場市議会

## 目 次

1 はじめに	1
2 組織及び目的等	1
3 活動の経過概要	2
4 調査・検討事項体系図	6
5 調査・検討（提言）事項の詳細	7
6 申し入れ事項	14
7 おわりに	15

## 1 はじめに

近年の日本における厳しい社会経済状況や急速な少子・高齢化などは、国はもとより、地方における行財政の運営に大きな影響を及ぼしている。その一方で、住民からの行政ニーズは多様化・高度化しており、行政需要はますます増大している。そこで、国においては、地方自治体により自主的かつ自立的な運営を可能とするため、平成23年5月、平成24年9月等に、地方自治法を一部改正し、制度の諸改正が行われてきた。

このような状況を受け、住民の代表である「地方議会」に求められる役割も、近年においてはますます重要なものとなっている。

本市議会においては、議会機能の一層の充実強化と、議会の活性化を図り、時代の要請に的確に対応する議会の構築に向けて、平成25年3月26日に「議会改革特別委員会」を設置し、2年間に渡り、議会機能の充実強化、議会運営の効率化等について調査・検討を重ねてきた。

このたび、本委員会における調査・検討を終了するにあたり、中間報告した内容も含め、結果を報告する。

## 2 組織及び目的等

(1) 名 称 議会改革特別委員会

(2) 委員数 10名

委員長	勝 亦 功
副委員長	勝間田 博文
委員	平 松 忠 司
委員	高 木 理 文
委員	本 多 丞 次
委員	長 田 文 明
委員	土 屋 光 行
委員	神 野 義 孝
委員	佐 藤 朋 裕
委員	黒 澤 佳 壽 子

(3) 目 的 地方分権時代に対応した議会機能の充実強化、議会運営の効率化等について調査・検討する。

(4) 期 間 平成25年3月26日～平成27年3月25日

### 3 活動の経過概要

これまで本委員会では、委員会を10回、委員会協議会を26回、全員協議会での報告を1回、他市への行政視察を2回実施するとともに、本委員会の提言に基づき制度を改めた議員懇談会において、改革内容の説明等を4回行った。

開催日	会議等	内 容
平成25年 3月26日	委員会	正副委員長互選について
4月17日	委員会	特別委員会の運営について
	委員会協議会	本委員会での検討事項（付議事件）について
5月15日	委員会	御殿場市議会改革特別委員会に関する運営要領（案）について
	委員会協議会	今後の検討スケジュールについて
6月20日	委員会協議会	検討事項の洗い出しについて
7月10日	委員会協議会	1 政務活動費の削減について 2 委員会行政視察交付金の経費の削減について 3 議員間討議・議員研修について 4 通告制について
8月14日	委員会協議会	1（仮称）御殿場市議会議員懇談会（案）について 2 全員協議会における質疑の通告制について 3 政務活動費収支報告の議会だよりへの掲載について
9月13日	委員会協議会	1 政務活動費及び委員会行政視察交付金の経費の削減について 2 本会議の質疑の通告における申し合わせ事項の一部改正について
	委員会	1 御殿場市議会会議規則の一部改正の提言について 2 御殿場市議会申し合わせ事項の一部改正の提言について （1）本会議における質疑の通告について （2）全員協議会における質疑の通告について （3）議員懇談会について 3 政務活動費及び委員会行政視察交付金の経費の削減について 4 政務活動費収支報告の議会だよりへの掲載に関する提言について
10月1日	委員会協議会	政務活動費及び委員会行政視察交付金の経費の削減について

10月11日	全員協議会	議会改革特別委員会の経過報告について
11月6日	委員会	委員の派遣について
11月7日	視察	富士市議会（議会報告会）
11月20日	視察	裾野市議会（議会報告会）
12月18日	委員会協議会	1 一般質問・代表質問関係 (1) 発言方法について (2) 発言通告書の書式について (3) 質問事項が重複した場合の対応について 2 管内視察のあり方について（予算・決算審査における現地調査について）
平成26年 1月21日	委員会協議会	1 一般質問・代表質問関係 (1) 一問一答方式の方法について (2) 当局が答弁をする場所について (3) 質問事項が重複した場合の対応について (4) 代表質問のあり方について 2 管内視察のあり方について（予算・決算審査における現地調査について）
2月21日	委員会	議員管内視察の実施時期変更の提案について
	委員会協議会	各会派における検討事項について
4月9日	委員会協議会	1 議員懇談会の議題について 2 今後の調査・検討事項について
4月16日	議員懇談会	1 一般質問における一問一答方式の方法について 2 予算・決算審査における委員会への付託について
5月8日	委員会	一般質問における質問事項の重複を避けるための提言について
5月13日	委員会協議会	1 4/16 議員懇談会における協議件目について (1) 一般質問における一問一答方式の方法について (2) 予算・決算審査における委員会への付託について 2 今後のスケジュールについて
6月18日	委員会協議会	1 一般質問における一問一答方式の方法について 2 予算・決算審査における委員会への付託について ※ 議場にて1、2のシミュレーション 3 議員定数について 4 議員報酬について 5 政務活動費について 6 委員会行政視察について 7 議会広報について 8 政策情報の開示と議決事件の追加について

7月8日	議員懇談会	1 一般質問における一問一答方式の方法について 2 予算・決算審査における委員会への付託について
7月15日	委員会協議会	1 一般質問における一問一答方式の方法について 2 予算・決算審査における委員会への付託について 3 議員定数について 4 議員報酬について 5 政務活動費について 6 委員会行政視察について 7 議会広報について 8 政策情報の開示と議決事件の追加について
8月6日	委員会協議会	1 一般質問における一問一答方式の方法について 2 予算・決算審査における委員会への付託について 3 議員定数について 4 議員報酬について 5 政務活動費について 6 委員会行政視察について 7 議会広報について 8 政策情報の開示と議決事件の追加について
8月28日	委員会協議会	1 議員定数について 2 議員報酬について 3 各会派協議事項（アンケート）について
9月12日	委員会協議会	1 議会広報について 2 一問一答について 3 議員定数について 4 議員報酬について
9月16日	議員懇談会	議員定数及び議員報酬について
9月24日	委員会協議会	1 議会広報について 2 議員定数及び報酬について
10月7日	委員会	議会の広報に関する提言について
	委員会協議会	議員定数及び議員報酬について
10月24日	委員会協議会	1 議員定数及び議員報酬について 2 今後の課題について
11月5日	委員会	1 一般質問の方式等に関する提言について 2 予算決算委員会の設置に関する提言について
11月10日	委員会協議会	議員定数及び議員報酬について
12月1日	委員会協議会	1 議員定数及び議員報酬について 2 政務活動費について 3 委員会行政視察について 4 代表質問について

		5 本会議・委員会における質疑について
12月16日	委員会協議会	1 議員定数及び議員報酬について 2 政務活動費について 3 委員会行政視察について 4 代表質問について 5 本会議・委員会における質疑について
平成27年 1月14日	委員会協議会	1 議員定数及び議員報酬について 2 政務活動費について 3 委員会行政視察について
1月28日	委員会協議会	1 政務活動費について 2 委員会機能の強化について 3 議員定数について 4 議員報酬について 5 市議会申し合わせ事項や議会改革の結果等の確認・検証について 6 申し入れ事項について
2月4日	委員会	1 政務活動費に関する提言について 2 委員会機能の強化に関する提言について 3 議員定数に関する提言について 4 議員報酬に関する提言について 5 市議会申し合わせ事項及び議会改革の結果等の確認・検証に関する提言について 6 申し入れ事項について
3月6日	委員会協議会	委員長報告・活動報告書について
3月10日	議員懇談会	委員長報告・活動報告書について



委員会での会議風景

#### 4 調査・検討事項体系図

本委員会では、議会機能の充実強化、議会運営の効率化等を調査・検討し、その結果について、議会運営委員会などの関係委員会に提言してきた。

目的	種類	調査・検討事項（提言事項）
議会機能の充実強化	(1) 議員討議	議員懇談会の制度の変更について
	(2) 会議の運営	予算決算委員会の設置について
		全員協議会における質疑の通告について
	(3) 調査・研究	・ 三常任委員会において、年間テーマを定めて研究に取り組むことについて
		・ 委員会行政視察の報告会について
		・ 委員会行政視察の方法の定型化について
	(4) 資質向上	議員定数について
	(5) 情報公開	議会の広報について (市議会だよりの内容充実、インターネット中継、ホームページの充実など)
委員会行政視察報告書の公開について		
政務活動費の収支報告書の公開について		
(6) 基礎項目	議員報酬について	
(7) 評価・見直し	市議会申し合わせ事項及び議会改革の結果等の確認・検証について	
(8) その他	政務活動費の使途基準の変更について	
議会運営の効率化	(1) 会議の運営	一般質問の方式等について
		一般質問における質問事項の重複を避けるための会派代表者会議の開催について
その他	(2) 議員研修	決算審査に合わせた議員管内視察の実施について
		政務活動費及び委員会行政視察交付金の経費の削減について

## 5 調査・検討（提言）事項の詳細

### 議会機能の充実強化

#### （1）議員討議

##### 【議員懇談会の制度の変更について】

###### 提言内容

これまでの議員懇談会は、御殿場市・小山町広域行政組合の重要事項に関し協議または調整を行うことを目的に設置していた。しかし、より広く、様々なテーマについて議員間で自由に意見交換ができるよう、制度を変更することを提言した。

新たな議員懇談会では、従来よりもテーマの範囲を広く確保し、地方行政にかかる様々な制度及び課題について、広く研究するとともに、自由に意見を交換し、議員の資質向上に資するものとした。

###### 実施経過

- ・議長及び議会運営委員会に提言（平成25年9月26日）
- ・市議会会議規則の一部改正（平成25年9月定例会）
- ・市議会申し合わせ事項の一部改正（平成25年10月10日）
- ・平成26年1月22日の議員懇談会から実施

#### （2）会議の運営

##### 【予算決算委員会の設置について】

###### 提言内容

予算及び決算等の審査方法について、これまでは1つの議案を三常任委員会に分割付託し、専門的かつ細部に渡る審査を行ってきた。しかし一方、行政実例（昭和28年12月17日、昭和29年9月3日）において、1つの議案を分割すべきでないという「議案一体の原則」が示されており、それを支持する学説も存在する。同原則及び学説によると、1つの議案についての可否の判断が各委員会で異なった際、その取扱いに問題が生じる可能性があるとの指摘もある。

このことに鑑み、本市議会においては、予算及び決算等に関する事項を所管とする予算決算委員会を設置することを提言した。予算決算委員会を設置することにより、これまで三常任委員会に分割付託していた議案を、予算決算委員会のみで付託することになり、「議案一体の原則」に合致した方式をとることができる。

また、市議会会議規則第102条に基づく「分科会」「小委員会」を活用することで、予算決算委員会の下に、専門的に審査・調査する組織（当市議会においては「分科会」を採用）を設置することができ、これまで同様に、議案を専門的かつ細部に渡り審査することもできる。

#### **実施経過**

- ・議長及び議会運営委員会に提言（平成26年11月5日）
- ・委員会条例の一部改正（平成26年12月定例会）
- ・平成27年3月定例会から予算決算委員会を開催

### **【全員協議会における質疑の通告について】**

#### **提言内容**

全員協議会における質疑の通告については、市議会申し合わせ事項では「本会議に準ずるもの」としており、通告を必要としていた。しかし、より活発な議論を期するため、全員協議会における質疑の通告については、「不要とする」という表現に改めることを提言した。

#### **実施経過**

- ・議長及び議会運営委員会に提言（平成25年9月26日）
- ・市議会申し合わせ事項の一部改正（平成25年10月10日）
- ・平成25年11月期全員協議会から実施

### **(3) 調査・研究**

#### **【三常任委員会において、年間テーマを定めて研究に取り組むことについて】**

#### **提言内容**

本市議会においては、総務委員会・福祉文教委員会・経済環境委員会を三常任委員会として、委員会条例に定められた事項を所管に活動している。しかし、近年の地方分権化や住民ニーズの多様化から、行政の役割も拡大しており、それに応じて各委員会の役割も広がりを見せている。

このような状況に対応するためには、所管事項をより詳細に調査・研究することが重要であり、三常任委員会においては、テーマを定め、1年間を通して研究に取り組むことを提言した。なお、研究成果については、各委員会内で総括した上で、委員会協議会、議員懇談会等で発表するものとする。

#### **実施経過**

- ・議長及び議会運営委員会に提言（平成27年2月6日）

#### **【委員会行政視察の報告会について】**

#### **提言内容**

本市議会では、委員会行政視察において、先進自治体等の事業などについて調査・研究しており、行政視察実施後は、各委員会で調査・研究結果の検討や反省等を行った上で、議長宛に行政視察報告書を提出していた。

行政視察をより有意義なものとするよう、行政視察実施後は、各委員会で反省を行った上で、議員懇談会などで視察内容を発表し、全議員または議会として情報を共有することを提言した。

#### 実施経過

- ・議長及び議会運営委員会に提言（平成27年2月6日）

### 【委員会行政視察の方法の定型化について】

#### 提言内容

これまで、各委員会の行政視察実施に際しては、まず委員が視察選定シートを委員長に提出し、委員会内で視察の必要性や視察候補地の妥当性などを協議した上で、行政視察を実施しており、その後、各委員会内で反省を行い、議長宛に行政視察報告書を提出してきた。

この視察先の選定から実施後の報告について、前項の提言内容を含め、次のとおり明確に定型化した手続きを経て、行政視察を実施することを提言した。

- ・選定シートの提出（テーマ・目的の設定、場所の選定）
- ・質問事項の提出
- ・視察の実施
- ・行政視察報告書の作成
- ・視察の報告会（議員懇談会等）
- ・行政視察報告書の市議会ホームページへの掲載

#### 実施経過

- ・議長及び議会運営委員会に提言（平成27年2月6日）
- ・市議会申し合わせ事項の一部改正（平成27年3月23日）

## （4）資質向上

### 【議員定数について】

#### 提言内容

議員定数について、現在の23人から2人減の21人とすることを提言した。

議員定数についての明確な根拠は現在のところ存在せず、本委員会としては、「委員会の委員数」を基準に検討を重ねてきた。同基準を参考とした理由は、本市議会においては、予算案や条例案など定例会にかかる議案等は全て委員会を単位として審査及び調査・研究等が行われており、委員会を主体に活動しているといえるためである。

同基準を参考とした場合、詳細な審査や活発な議論を期するなど、委員会を効率的・効果的に運営するために必要な委員数は、御殿場市の人口や財政規模等を考慮すると、委員長を除き最低6人は必要と考える。よって、現在の三常任委員会の各委員数を7人とし、議員定数は合計21人が適当と考える。

参考として他市議会の委員会の状況を参照すると、人口が同規模（5～10万人）の全国270市の平均常任委員会数は、三常任委員会が62.2%、四常任委員会が29.3%で、平均委員数は7.39人である。また、現在の本

市議会の議員定数23人は、人口が同規模の県内他市議会と比較すると若干多い状況にある。

ただし、上述の他市議会の状況はあくまで参考であり、議員定数は、他市議会との比較の上で設定するものでなく、各市議会が独自で設定するものである。そのため、本委員会として提言する議員定数は、「委員会の委員数」を基準にしたものであることから、当市の人口規模や財政規模が現状と同等である限り、今後もこの定数を確保することが必要である。

なお、議員定数の削減に際し、各議員は議会の効率的な運営と議会の権能を發揮できる組織体とするため、これまでの議会活動や議会改革の結果として新たに試みられる活動に一層の力を注ぎ、それぞれ資質の向上を図る必要がある。

#### 実施経過

- ・議長及び議会運営委員会に提言（平成27年2月6日）

### (5) 情報公開

#### 【議会の広報について】

##### 提言内容

市議会の広報について、市議会だよりの紙面内容、掲載方法も含む全般にわたり協議を行った。その協議結果を、今後の広報委員会における協議に役立てるため提言した。

##### ○協議した内容○

《市議会だよりについて》 ① 一般質問及び代表質問（文字数、顔写真・名前の掲載、掲載形式 等） ② 賛成・反対討論（掲載の必要性、名前・会派名の掲載） ③ 賛否の公開（公開の是非） ④ 本会議及び委員会の審査状況（掲載の是非）
《議会広報全般について》 ① インターネット中継（実施の有無、中継方法） ② ケーブルテレビの活用
《その他の広報》 ・議会だより、ホームページの充実、SNS（フェイスブック等）、 コミュニティFM、議会報告会（議会全体・会派単位）等の活用について

##### 実施経過

- ・議長及び広報委員会に提言（平成26年10月8日）
- ・広報委員会協議会にて検討
- ・広報委員会にて紙面内容の一部変更等を決定（平成27年1月14日）
- ・市議会だより第85号より紙面内容の一部変更（平成27年4月20日発行予定）

## 【委員会行政視察報告書の公開について】

### 提言内容

行政視察実施後、各委員会で調査・研究結果の検証や視察の反省を行った上で行政視察報告書を作成し、市議会ホームページに掲載することを提言した。

### 実施経過

- ・議長及び議会運営委員会に提言（平成27年2月6日）

## 【政務活動費の収支報告書の公開について】

### 提言内容

本市議会において、政務活動費の収支報告書を閲覧する場合は、情報公開制度を活用しなければ閲覧することはできなかったが、近年の情報公開の推進に鑑み、各会派より提出された収支報告書の写しや概要を、次のとおり公開することを提言した。

- ① 市議会だよりに概要掲載
- ② 議会事務局に常備
- ③ 情報公開コーナーに常備
- ④ 市議会ホームページに掲載

### 実施経過

- ・議長及び議会運営委員会に提言（平成25年9月26日）（※上記①について）
- ・市議会だより第79号、84号に掲載（※上記①について）
- ・議長及び議会運営委員会に提言（平成27年2月6日）（※上記②～③について）
- ・平成26年度の収支報告書から公開

## （6）基礎項目

### 【議員報酬について】

#### 提言内容

議員報酬については、現在の額から増額することを提言した。

議員報酬についての明確な根拠は現在のところ存在せず、本委員会としては、「当該団体の長の給与額を基準とする考え方」を参考に検討を重ねてきた。同基準を参考とした理由は、議員と市長では勤務形態や役務の性質等に違いがあるものの、各々「選挙」を通して市民から選ばれた立場にあり、一定の比較が可能であると考えたためである。

参考として、平成25年に本市議会議員を対象に実施したアンケートでは、議員の平均活動日数は195日となっており、これは、市長の公務への出席日数307日と単純に日数で比較すると、約3分の2となっている。

また、本市議会においては、25歳以上50歳未満の若い世代、子育て世代の議員数が極めて少数となっているため、かかる世代の意見反映には課題もある。

現在の議員報酬の額を増額することで、有為な人材や、若い世代、子育て世代、専門議員を増やすことができる可能性が広がり、議会の活性化及び権能を高めることにつながるものとする。

ただし、議員報酬の増額に際し、各議員は、議会の効率的な運営と議会の権能を発揮できる組織体とするため、これまでの議会活動や議会改革の結果として新たに試みられる活動に一層の力を注ぎ、それぞれ資質の向上を図る必要がある。

#### **実施経過**

- ・議長及び議会運営委員会に提言（平成27年2月6日）

### **(7) 評価・見直し**

#### **【市議会申し合わせ事項及び議会改革の結果等の確認・検証について】**

#### **提言内容**

2年間の任期で活動した本委員会の提言から、本市議会の制度や関連する例規にも様々な変更があった。そのため、市議会申し合わせ事項及び議会改革の結果等の決定事項について、年1回程度、確認・検証を行うことを提言した。

#### **実施経過**

- ・議長及び議会運営委員会に提言（平成27年2月6日）

### **(8) その他**

#### **【政務活動費の使途基準の変更について】**

#### **提言内容**

政務活動費については、平成24年の地方自治法改正により、「政務調査費」から「政務活動費」となった。また、使途基準についても「要請・陳情活動費」及び「会議費」という項目が追加されるなどの変更があった。本市議会においても、全国市議会議長会より示された基準をもとに、平成25年に条例等を改正してきたが、その際、使途基準については、基準の拡大となることから、本市議会では「要請・陳情活動費」「会議費」という項目を追加せず、議会改革特別委員会において検討することとしていた。

条例改正から2年が経過し、その間に他市議会では、全国市議会議長会の基準に従い、当該項目を使途基準に追加していることや、昨今の議員活動の広がりに対応するため、使途基準に「要請・陳情活動費」「会議費」という項目を追加することを提言した。

なお、運用にあたり、「飲酒を伴う会議等への会費は認められない。」という事項を留意点とした。

#### **実施経過**

- ・議長及び議会運営委員会に提言（平成27年2月6日）

## 議会運営の効率化

### (1) 会議の運営

#### 【一般質問の方式等について】

##### 提言内容

一般質問の方式は、これまで1回目が一括質問一括答弁方式で、再質問以降は一括質問一括答弁方式または一問一答方式の選択制であった。

この方式を、1回目から一括質問一括答弁方式または一問一答方式の選択制とすることを提言した。最初から選択制をとることにより、質問をする側にとっても、また聞く側にとっても、一般質問がわかりやすくなるメリットがある。

なお、発言場所については、これまで1回目は演壇にて質問・答弁を行い、再質問以降は、議員は質問席、市当局は演壇を使用する対面方式となっていたが、新しい方式では、1回目から議員は質問席、市当局は自席にて発言を行うこととした。

##### 実施経過

- ・議長及び議会運営委員会に提言（平成26年11月5日）
- ・市議会会議規則の一部改正（平成26年12月定例会）
- ・市議会申し合わせ事項の一部改正（平成26年12月12日）
- ・平成27年3月定例会から新方式を実施

#### 【一般質問における質問事項の重複を避けるための会派代表者会議の開催について】

##### 提言内容

一般質問についてはこれまで、各々の趣旨内容が明らかになるのは、全ての発言通告書が提出される一般質問受付締切日であり、そのため、質問項目が重複することがしばしばあった。

このような重複を避け、議会として効率的な一般質問が行えるよう、発言通告書の受付開始の概ね3日前に、事前に会派ごとに質問事項を取りまとめ、質問事項の重複を避ける会派代表者会議を開催することを提言した。

##### 実施経過

- ・議長及び議会運営委員会に提言（平成26年5月13日）
- ・平成26年6月から、質問事項の重複を避けるための会派代表者会議を試行
- ・3回の試行を経て、平成27年3月定例会から、会派代表者会議の正式な議題とした。

## (2) 議員研修

### 【決算審査に合わせた議員管内視察の実施について】

#### 提言内容

本市議会ではこれまで、4月に三常任委員会による管内視察を実施し、6～7月には議員全体による管内視察を実施していた。

この管内視察を、より効率的かつ効果的に実施するため、9月定例会における決算審査に合わせ、決算に係る諸施設を議員全体で視察することを提言した。

#### 実施経過

- ・ 議長及び議会運営委員会に提言（平成26年3月4日）
- ・ 議員全体管内視察の実施（平成26年9月16日）

### その他

### 【政務活動費及び委員会行政視察交付金の経費の削減について】

#### 提言内容

平成25年度において、当時の会派代表者及び総務委員会・福祉環境委員会・経済文教委員会の三常任委員会委員長に対し、政務活動費及び委員会行政視察交付金の経費の削減について協力を依頼した。

#### 実施経過

- ・ 議長及び議会運営委員会に提言（平成25年9月26日）
- ・ 平成25年度における政務活動費及び委員会行政視察交付金の削減

## 6 申し入れ事項

- ・ 市民との意見交換の場を設けることについて

議会活動の市民へのPRや周知のために、議会報告会を開催している議会が多くある。しかし、議会報告会単独の開催では住民が集まりにくい、参加層に偏りがある等の課題がある。

そのため、本市議会においては、議員が、区長会、青年会、婦人会、PTA等の各種会議に出席させていただき、議会の状況報告や意見交換を行うことを、平成27年2月6日に議長及び議会運営委員会へ申し入れた。

## 7 おわりに

議会改革特別委員長 勝 亦 功

ここに2年間に及ぶ活動を報告できることは、委員長として大きな喜びであります。委員の皆様のご協力により15項目の提言を導き出すことができたことに感謝申し上げます。

また、議会事務局には、膨大な資料の収集、整理から協議事項の取りまとめ及び改革事例の紹介等、大変な労力をおかけしたことに併せて感謝申し上げます。

本委員会では、本市議会における様々な事案について検討を重ねてまいりました。中でも、最も時間をかけた事案は、議員定数と議員報酬でありました。市民の関心も高いことが予想されることから、慎重に検討を進めました。

議員定数に関しては、御殿場市議会では20年余の間に、30人から23人へと段階的に削減してきましたが、その根拠について明確な総括や検証を十分に行わずに削減してきた経緯があったと認識しております。

そこで、本委員会では、議員定数の算出根拠となるいくつかの説を慎重に検討協議しましたが、本市議会に馴染まない説が多く、国内及び県内市議会の状況も参考にした結果、「常任委員会数方式」が御殿場市議会に最も適した算出基準であると認定し議員定数を算定しました。

また、議員報酬の算出根拠につきましても、議員定数と同様に様々な考え方を比較検討した結果、「当該団体の長の給与額」を基準とすることが妥当であるとの結論に達しました。増額の要望はチェック機関である議会としては不本意ではありますが、議会費の本市一般会計に占める割合、長との活動日数の比較、議員構成年齢の不均衡の是正、当提言による活動日数の増加等々を慎重に勘案し、増額の要望を決定しました。

今回の提言における特徴の一つは、提言内容を毎年検証し改善することを明文化したことです。本市議会では、「議会基本条例」をあえて策定しなくとも議会改革ができるとの認識で協議を進めてまいりました。そこで、議会基本条例では必須事項となっている議会改革の検証について、これを毎年検証し改善を図っていくことを提言に盛り込むことで、改選後も改革への停滞を避けようとするものです。

議会改革とはそれ自体が目的ではなく、市民生活を向上させるための手段の一つに過ぎません。そのため、議員の資質と、議会の権能及び議会運営の効率を高めていくことが議員としての最大の責務であります。このことを市民の皆様とのお約束として、結びといたします。



議会改革特別委員会委員

御殿場市議会事務局

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483番地

電話 0550(82)4323

FAX 0550(82)4326